

第15回統計委員会・第19回基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成20年11月10日(月)15:00~17:50
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 全省庁共用1208特別会議室
- 3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役(統計担当)、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官(統計基準担当)、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 部会の設置について
- (2) 臨時委員及び専門委員の発令等について
- (3) 諮問第11号「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」
- (4) 諮問第12号「2010年世界農林業センサスの計画について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) 公的統計の整備に関する基本的な計画について
- (7) その他

5 議事概要

- (1) 部会の設置について

竹内委員長から、資料1により統計委員会部会設置内規の改正案について説明があった後、案のとおり決定され、本委員会の下に新たに匿名データ部会が設置されることになった。

(2) 臨時委員及び専門委員の発令等について

竹内委員長から、資料2により臨時委員及び専門委員の発令、資料3により部会長並びに部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名の報告がされた。

(3) 諮問第11号「平成21年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について」

犬伏総務省統計審査官から、資料4に基づき、諮問内容の説明の後、意見交換が行われた。その後、本諮問については、人口・社会統計部会に付議されることとなった。各委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ モニター調査については、民間調査機関が抱えているモニター、あるいは募集の仕方によって、モニターの性格が変わってくる。モニター調査が有効であるかどうかについては、できれば二つの民間調査機関に委託して、民間調査機関の違いによってモニターの性格が異なるのかどうかの検討ができないか。また、モニターの性格の違いをあぶり出すような調査事項を盛り込むことにより、モニターを活用した統計調査結果が、将来的に基幹統計調査の一環として行うことの是非を検討できるのではないか。
- ・ 全国単身世帯収支実態調査を基幹統計として全国消費実態調査と統合することについては、今後、慎重に検討していくべき課題である。

(4) 諮問第12号「2010年世界農林業センサスの計画について」

會田総務省統計審査官から、資料5に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、産業統計部会に付議されることとなった。

(5) 部会の審議状況について

平成20年11月7日に開催された第8回産業統計部会の審議状況について、資料6に基づき、舟岡部会長から報告された。

(6) 公的統計の整備に関する基本的な計画について

中島統計委員会担当室長から、資料7及び資料8の趣旨説明が行われ、その後、意見提出のあった財務省及び厚生労働省から資料8に基づき、説明の後、意見交換が行われた。各委員等の主な意見は次のとおり。

《財務省意見関係》

- ・ 基本的な業務統計で、現在の指定統計に使われているものは決して少なくない。例えば、人口動態統計などは典型的な業務統計であり、かつ、重要な統計である。また、一般的に、申告義務を課されている調査客体にとっては、行政報告であっても、統計調査であっても同じように負担に感じることは共通認識である。客体側としては、同じ情報を二度にわたって提供するよりは、国が情報の管理を適正にする前提の下で、行政報告を通じて、情報提供が一度で済む方が望ましく、報告が統計作成に流用されることについて、基本的には反対はないと理解。
- ・ 貿易統計は、我が国の経済統計の中で大きな役割を占めている。申告の簡素化がどの程度進むのかわからないが、本当に必要な情報が申告の簡素化によって把握できなくなったとしたら、別

途統計調査が必要になり、国民の負担だけでなく、財政上の負担も大きい。現行の貿易統計で提供している情報をこれ以上簡素化することは、国際比較上もあまり考えられず、現行の貿易統計をベースとして基幹統計に指定することは適当。

- ・ 今回の統計法改正の柱は、統計は国民に対する公共の情報として提供すべきものと言うことであり、業務情報の統計作成への活用に当たり、業務に支障を来たさないことや個人情報等の秘密保護をしなければならないことは大前提である。その上で、国民に対してより負担を軽減する形で、より良い情報を如何に統計として提供できるかを考えることが統計法全体の趣旨である。業務情報を使うことは、統計調査を実施するよりは、手間をかけず、二重の負担を課さないという意味がある。
- ・ 現状において収集されている情報の取扱いについては、統計側と業務側で大きな齟齬はないのではないかと。将来、そこに齟齬が生じたときに、統計側の論理が優越することになるのではないかとという危惧と思うが、その問題をどのように処理するかということではないか。
- ・ 情報を提供する場合の懸念については、統計の分野では、そもそも個別情報は明らかにされない形で統計を作ることが原則である。例えば、行政情報を集める際に、この情報の一部は統計作成目的に利用されることと、秘密は保護されることを明記すれば解決できる。また、統計を作成するためのリソースの確保の懸念については、基幹統計にリストアップされることにより、予算、定員当局に対して統計委員会から何らかの要望をするという趣旨の表現が、この答申案に含まれている。
- ・ 企業の立場で、実感として統計作成に使われては困るということがイメージできない。差し支えがあるというのは特殊なデータの場合であり、一般的には大きな影響はないのではないかと。企業の立場として困るという意見の全貌が見えないので、うまくお話しできない。
- ・ 統計の公表段階では、個別情報が漏れないように秘匿措置を講ずることが当然の前提である。
- ・ 貿易統計をより良いものにするのは共通の理解。人員等の制約があるならば、基幹統計化によって、統計委員会等がその改善に向けて知恵を提供することもできる。
- ・ 統計体系の中で貿易統計が欠けることは考えられない。貿易統計を基幹統計にすべきであるということは委員の共通認識ではないか。
- ・ 秘密の保護等の原則については、統計側と業務側の双方に齟齬はない。基幹統計にした場合に、なるべくコストや負担がかからないように技術的にどのように処理できるかという観点から検討すべき。
- ・ 法律上の基幹統計の指定は、どのような方法によって統計を作成するかは関係なく、政策の企画立案上重要な統計であるか、国民に広く利用される統計か、国際比較の上で重要な統計かによって決められる。本来の行政報告によって必要な情報が取れないとすれば、通関の際の行政報告ではなく、統計調査という形でその情報を取ることもあり得る。基幹統計に指定されたからといって、必ずしも本来の通関の行政報告の中で取らなければならないことにはならない。

以上の議論を踏まえ、8頁の「基幹統計の指定に関する基本的考え方」等について、財務省としての修正案を作成し、次回の基本計画部会で再度検討することとなった。

《厚生労働省意見関係》

(別表 17 頁 非正規雇用関係)

- ・ 非正規雇用の把握については、これまで、いくつかの調査が1回限りのような形で、その時々
の政策ニーズに応じて実施されている。調査対象や設問事項も微妙に違っており、もう少し継続
的に把握できないかというのが第2ワーキンググループの意見である。経済状況の変化によって、
非正規雇用の実態はその時代ごとに違っており、ある時点だけで切り取って捉えることで、全体
がわかるのか疑問である。特に、昨今、非正規雇用について様々な問題が指摘され、政策的対応
も必要とされていることから、そんなに間をおかないで、速やかな定期的な実施が望まれる。ま
た、十分な検討期間が必要なことは理解するが、実施期限を区切ることが必要。
- ・ 厚生労働省としても非正規雇用については、大きな問題であると認識。国会等の議論でも、派
遣労働法やパートタイム労働法改正、有期契約法制の整備等の課題が次々と起こっており、これ
らの具体的な政策のための多様な調査を実施しなければならない事情がある。一方、多様な非正
規雇用に関して、安定した調査内容で継続的に把握することが求められているが、現状では、両
立させることが難しいという状況であり、現時点では改善方策の見通しが立っておらず、検討の
ための時間が必要。
- ・ どういう切り口で、どういう情報を安定的に把握していくのかを検討するための期間が必要な
ことは理解。一方で、実施時期を区切る必要があるという意見も理解。平成22年の実施は難しい
としても、例えば、「平成23年度を目途に実施」とすることで、相当の包括的な検討も可能にな
り、必ず実施するというニュアンスも残しておくという表現も考えられる。
- ・ 「速やかに実施することを前提にして検討する」というような表現も可能ではないか。
- ・ 非正規雇用の総数については、信頼できる統計ができるだけ早く公表されるべき。一方、非正
規雇用の形態は様々であり、内容自体も流動的であることから、調査項目のすべてが必ずしも安
定的で変わらないものである必要はない。

(別表 19 頁 行政記録情報の活用関係)

- ・ 厚生労働省としては、23年に実施予定の「経済センサス - 活動調査」の母集団情報の整備に当
たり、労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する件に関し、できる限り統計局に協力し
たいと考えているが、労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画において、まずは次期
システムの本格稼働を適切に行うのが大前提・最優先課題となっており、最善を尽くして予定さ
れたスケジュールどおり推進する予定であるものの、このような大きな課題を抱えている状況に
あることをご理解いただきたい。また、ビジネスレジターに、この情報を活用することを記し
た別表6頁の5番目の においては「22年から検討する」となっており、別表19頁とともに文
末部分を「活用を検討する」にしていきたい。
- ・ 「経済センサス - 活動調査」への行政記録の活用に関し、何とか23年に実施予定である「経
済センサス - 活動調査」に間に合わせたいと考えている。双方のシステム改修が必要であり、ス
ケジュール的にもかなり厳しい状況であるが、23年経済センサスに間に合うように調整させてい
いただきたい。
- ・ 23年に実施予定の経済センサス - 活動調査に間に合うように努力願いたい。そのような方向を
前提とすれば、19頁の方も文末を「活用を検討する。」とすることで良いと思う。なお、時期に
ついては、19頁の方は統計局において予算要求も必要なことから「21年度から検討する。」とす

べき。

以上の議論を踏まえ、非正規雇用の把握に関する表現ぶりについては、再度調整することとなった。また、行政記録の活用に関する表現ぶりについては、「活用を21年度から検討する。」とすることとされた。

農林水産省から、地方分権改革推進委員会における農林水産業に関する統計調査に係る議論の状況説明の後、意見交換が行われた。各委員等の主な意見は次のとおり。

- ・ 国勢調査等の手法を参考に地方公共団体自治体への統計業務の事務移譲を検討とされているとのことだが、国勢調査は異質の調査であり参考にならない。実際にどのような調査をするのかを踏まえた上で、事務委譲を検討する必要がある。事務を委譲したが、結果として何ができるか不安にするような表現で議論されている。

地方公共団体への移管については、リソース面を含め、どのような手続きで行うのか等の具体的な部分が明らかになっていない状況であることから、次回の基本計画部会において、事務局提示案を基に、再度検討することとされた。

竹内委員長から、重要な事項を着実に実施していくためには、別表のプライオリティ付けを行い、一部の事項については、この際、整理した方が基本計画の実効性が高まるのではないかとの提案がなされ、委員長及び部会長代理において、複数の府省にまたがる事項の重要性を十分考慮しながら、別表の修正案を作成して、次回の基本計画部会で提示し、審議することで了承された。

(7) その他

中田総務省政策統括官から、資料9に基づき、経済センサスに関する検討状況の説明の後、意見交換が行われ、今後も関係者間で連携を密にして引き続き検討を行うこととされた。関係機関の主な意見は次のとおり。

- ・ 確報の代替的推計方法の検討については、今後も一次統計の検討と併せて、見直しの検討を行う形で各府省との連携を深めたい。経済センサスは、統計体系全般を良くする観点から、極めて重要な調査である。工業統計調査の結果は、確報、確々報に利用している。平成23年経済センサスと工業統計調査について、23年以降の工業統計調査を含め、確報、確々報の推計に必要な情報の提供時期、内容に確実性のあるような形にする必要がある。28年経済センサスの検討については、調査実施側の観点、関連基礎統計及び加工統計への影響などを十分検討した上で、統計体系全体の整備・改善の観点から、理想となるような調査を目指すべき。国民経済計算の精度向上に向けた取組が別表に掲げられているが、経済センサスの理想的な姿を求める立場と方向性は同じであり、産業連関表、QE推計を勘案した確報の推計方法の改善について、工業統計表が仮に直接利用可能でない場合に、代替統計や推計方法が必要になる。こうした課題について、関係府省と連携するとともに、地方公共団体等にも理解が得られるよう十分な説明を行っていききたい。
- ・ 経済センサスの枠組みの見直しについては、実行可能な解が存在しない状況であるが、SNAに対する信頼性を確保することは、統計関係者が守るべき大きな価値観である。これまでの

枠組みが壊れることに関して、地方公共団体には非常にご心配、ご苦勞をかけることになるが、何とかして力を合わせて、きちんと実行できる形にまとめていきたいので、今後とも地方公共団体にはご協力をお願いしたい。

- ・ 経済センサスの創設の理念は堅持したい。過渡的とは言え、第1回の活動調査はしっかりしたものにしたいし、第2回は更に良いものとするため抜本的に変えたものにしたい。一方で、実査を円滑に実施するため、報告者や地方公共団体の負担に配慮した実施方法を考えなければならない。さらに、SNAの精度向上、信頼性の確保向上にも努めることを念頭に関係府省と連携して検討している。何よりも地方公共団体との意見交換を十分に行いながら検討することが肝要であることは、改めて認識している。現時点では、実行可能な案を検討する以前の状況であり、まず地方公共団体の不信感を払拭するよう、経緯の説明をして、理解を求めていく中で、対応可能な案を検討していくことが不可欠。単に工業統計を復活させることは、年に3回、大規模統計調査を行うことになり、実査上の問題はかなり大きいので、地方公共団体とも相談しながら考えていきたい。
- ・ 現状では、統計局などから一部の都道府県が既存の会議で情報を受けている状況。11月20日の全国部課長会議で詳細な説明を受ける予定であり、最終的な地方公共団体全体の意見については、さらに検討する必要がある。元々、枠組みにおいてスケジュールを検討する中で、特に、平成22年から23年にかけての国勢調査や統一地方選挙等による区市町村における事務の輻輳が大きな課題であった。当初は、23年7月の経済センサスの実施を危惧する声もあったが、経済センサス創設の趣旨を鑑み、大局から理解したという面もある。現在、提示されている22年国勢調査の回収・審査方法の変更による実査への影響も大きく、工業統計調査を22年12月に実施することは、実質的に地域を巻き込みながら、様々な事務が輻輳するので困難性が高い。万々が一、両調査とも実施するとしても、負担軽減のためにドラスティックな見直しをしない限り、業務が実施できないと言うだけでなく、精度低下、調査客体の非協力や不信感も懸念される。地域性もあるので、今後、各都道府県から十分に意見を聞き、対応を検討願いたい。

また、地方公共団体においては、枠組みに基づいて約2年半に渡り準備をしてきたところであり、この間の多大なコストの浪費や今回の枠組みの見直しの経緯等を見ると、理解は得られ難く、地方には不信感や失望感が広がっている。地方公共団体は、SNAの精度確保自体が公的統計制度見直しの中で、重要な問題であることは理解できないわけではないが、一方、そのために統計委員会が基本計画に関する答申案で示している「地方の実査体制の機能維持」が実効性を欠くことになると、国との信頼関係を築いていづらくなるという危惧がある。再度の合意形成を図るに当たっては、SNAの推計方法の見直しの具体策と期限を明らかにすることを前提に、経済センサスは勿論、他の統計調査のドラスティックな見直しも含めて、総合的な整理をした上で、最終的な結論を得ていただきたい。

次回は、基本計画部会の単独開催として、平成20年12月1日(月)10:00から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>